資料４－２

長野県地域防災計画（火山災害対策編）の修正にかかる意見
（案）

御嶽山火山防災協議会

１　第3章第1節　災害直前活動　第３　活動の内容
「１　噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策」について
「１　噴火警報・予報等の住民及び登山者等に対する伝達対策」とすること。

２　第3章第1節　災害直前活動　第３　活動の内容
別紙１　噴火警報・予報等の通報伝達系統について
気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターから消防庁、消防庁から市町村を追加すること。（下図参照）
また、「＊火山防災協議会の具体的な伝達先については、各火山防災協議会において別途定める。」について、「※火山防災協議会の具体的な伝達先については、各火山防災協議会の意見を聞いて別途定める。」とすること。

別紙１　噴火警報・予報等の通報伝達系統
（1）噴火警報・予報等の伝達系統図

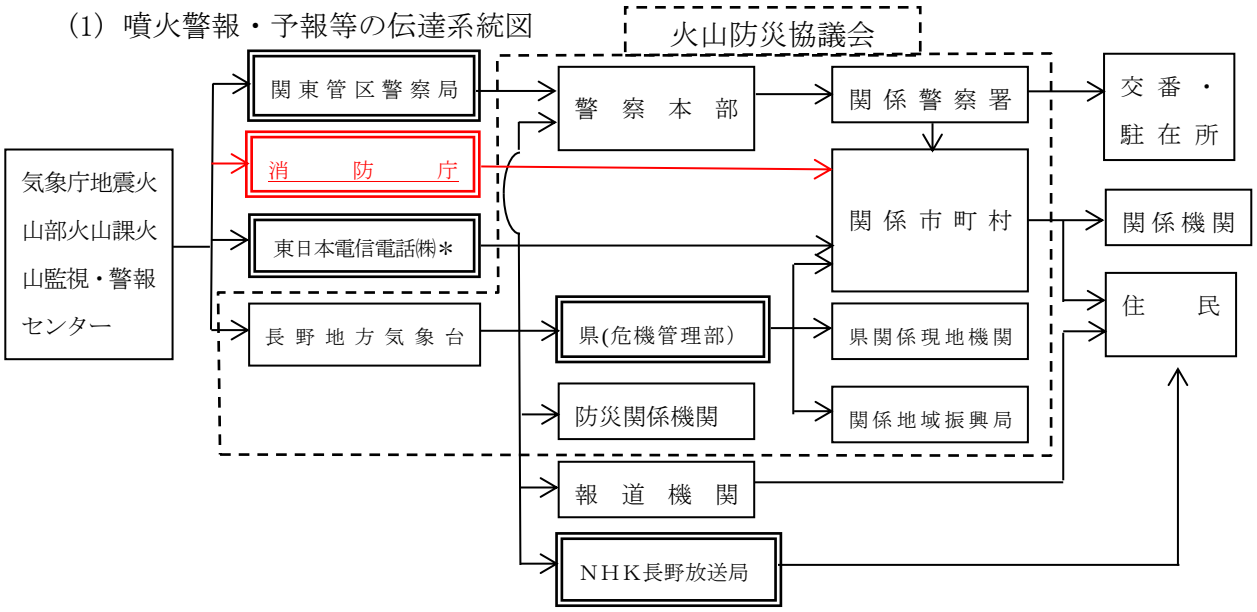

注）特別警報発表時については、風水害編第３章第１節「災害直前活動」の警報等伝達系統図により伝達を行う。
二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第８条第１号の規定に基づく法定通知先
＊東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。
＊火山防災協議会の具体的な伝達先については、各火山防災協議会の意見を聞いて別途定める。